素材販売委託契約約款

(信義誠実の義務)

第1条 委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、信義に従い誠実に 契約を履行しなければならない。

(乙の業務の内容)

- 第2条 本契約に基づき、乙は、甲から送付された市売依頼書に基づき、委託物品を乙の経営する市場(以下「市場」という。)において、せり売り又は入札売り(以下「市売」という。)により販売し、かつ、その代金を甲の指示に従って国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター(以下「森林整備センター」という。)に納付するものとする。
- 2 乙は、市売での販売が困難な場合は、甲乙協議により市売によらない販売ができるものとする。
- 3 乙は、前項の業務を実施するに当たっては、公正にして誠実に行い、甲の不利益とならないように努め、当該地域の需給状況等を考慮の上、最も有利となるように委託物品の販売を行わなければならない。
- 4 乙は、交付を受けた委託物品について、市売依頼書に定める販売予定期間内に販売を完 了するように努めなければならない。
- 5 販売予定期間内に委託物品の販売が完了できない場合には、素材販売委託契約期間内で、 販売を完了させるものとする。
- 6 乙は、この契約に定める販売内容が、当該市場における通常の販売内容と異なるときは、 あらかじめ市売に参加しようとする者にその旨を明らかにしておかなければならない。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託物品の交付及び受領)

第4条 甲から乙への委託物品の交付及び受領は、乙が素材の輸送を開始したとき(市売依頼の内容に素材の輸送が含まれない場合にあっては、委託物品が市場に搬入されたとき) になされたものとする。

(委託物品の変更等)

第5条 委託物品の種類又は数量について、市売依頼における予定数量と確定した交付数量 に差違があっても、乙は異議を申し立てないものとする。

(保管の責任)

- 第6条 乙は、委託物品の交付を受けてから販売を完了するまでの間は、当該物品の保管に 関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 乙は、保管中の委託物品について滅失若しくはき損等の事故が発生したとき又はそのお それがあるときは、最善の措置を講ずるとともに、遅滞なく甲に届け出てその指示を求め なければならない。

- 3 乙は、委託物品の滅失又はき損等により甲に損害を与えたときは、委託物品の保管に関 して善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明しない限り、その損害額を賠償しなけ ればならない。
- 4 前項の損害額は、甲において査定のうえ決定するものとする。

(委託物品の輸送及びはい積等)

- 第7条 乙は、甲から委託物品の交付を受けたときは、すみやかに当該物品を市場まで輸送して、販売に必要な仕訳、はい積を行うものとする。ただし、市売依頼の内容に素材の輸送が含まれない場合にあっては、市場に搬入された委託物品について、販売に必要な仕訳、はい積を行うものとする。
- 2 乙は、甲が委託物品の販売に必要なはい積方法について指示したときは、これに従わな ければならない。

(委託物品に係る素材検知結果の提出)

- 第8条 乙は、甲から指示があったときは、市場での委託物品に係る検知結果を検知結果報告書により甲へ報告するものとする。
- 2 前項の検知結果報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 販売を行う日時
 - (2) 販売を行う市場の名称
 - (3) 販売する委託物品の種類、数量
 - (4) その他必要な事項
- 3 素材検知結果報告書は、所定の様式によるものとするが、前項の内容が全て記載されて いる場合には、任意の様式での提出も可能とする。

(委託物品に関する疑義についての報告)

第9条 乙は、交付を受けた委託物品について、その種類、数量等に関し疑義が生じた場合 には、その旨甲へ報告するものとする。

(所有権の移転)

- 第10条 委託物品の所有権は、市売における競落の決定のときに競落した落札者(以下「買 受者」という。) へ移転するものとする。
- 2 乙は、前項の所有権の移転の時期を、市売に参加しようとする者にあらかじめ周知させ なければならない。

(販売結果報告書の提出等)

- 第11条 乙は、委託物品の販売が完了したときは、販売した日から7日以内に(特別の事情がある場合は、甲の指定する日までに)販売結果報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 販売結果報告書には、販売を行った日時、市場の名称、委託物品の販売代金、販売の結 果等を記載しなければならない。
- 3 販売結果報告書は、所定の様式によるものとするが、乙が市売の都度発行する市売精算 書等において、前項の内容が全て記載されている場合には、これを販売結果報告書に代え ることができるものとする。
- 4 乙は、木材市況その他委託物品の有効かつ適切な販売に資する情報を甲に提供するもの

とする。

(販売委託事務に要する経費負担)

- 第12条 甲は、乙に対し次の各号に掲げる費用(以下「販売委託経費」という。)を負担する ものとし、その他の経費は乙の負担とする。
 - (1) 販売手数料
 - (2) 輸送費(当該市売依頼に素材の輸送が含まれる場合のみ)
 - (3) はい積料
 - (4) その他、頭書において定める経費
 - (5) 上記(1)から(4)にかかる消費税
- 2 乙は、この契約に係わる業務を処理するにあたり、自己に過失なくして損害があったと きであっても、甲にその損害額を請求することはできないものとする。

(販売委託経費の支払)

- 第13条 委託物品の消費税込みの販売代金と販売委託経費とは、これを相殺するものとする。
- 2 乙は、全ての委託物品の販売が完了したときには、販売委託経費の請求書を提出するものとする。ただし、第11条第3項に定める市売精算書等において、前条第1項各号に掲げる販売委託経費の種類別に金額の内訳が明記されている場合には、この金額を請求金額とみなし、当該市売精算書等を販売委託経費の請求書に代えることとする。
- 3 民法 (明治29年法律第89号) 第650条第2項及び第3項の規定は、本契約には適用しないものとする。
- 4 乙の責に帰することができない事由により委託物品の販売が完了せず、乙が次回以降の 市売又は甲へ返付するときには、当該委託物品の輸送、はい積等に要した経費その他受託 者が負担することが慣行となっている経費について、乙からの請求に対し、甲が支払うも のとする。

(販売代金の納付)

- 第14条 乙は、消費税込みの販売代金から販売委託経費の額を控除した金額(以下本条第2項から第16条までにおいて単に「販売代金」という。)について、販売を行った日(市売りを行った日)から起算して30日以内に甲へ納付しなければならない。
- 2 乙は、前項の納付期限までに納付しないときは、納付期限満了の日の翌日から納付の日までの日数につき、販売代金に対して民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率(以下「法定利率」という。)の割合で計算した延滞金を森林整備センターに納付しなければならない。

(委託物品の引渡し)

第15条 乙は、第14条の規定により販売代金を納付した後でなければ、委託物品を買受者に引き渡すことができない。ただし、引渡しによって生じた損害について、乙がその賠償の責を負う場合には、この限りでない。

(販売できなかった場合の処理)

第16条 乙は、委託物品の全部又は一部を乙の責に帰することができない事由により、販売することができなかったときは、その旨を甲に通知し、その指示を求めなければならない。

2 乙は、甲から返付の指示を受けた場合は、委託物品返付書を提出し、甲の指示に従わな ければならない。

(帳簿等の備付及び検査)

- 第17条 乙は、委託物品の取引出納を明らかにした帳簿その他の関係書類を備え付け、これ を整理しておかなければならない。
- 2 甲は、この契約の履行に関して必要あるときは、乙から必要事項の報告を徴し、又は前項の帳簿その他必要な関係書類を検査することができるものとし、乙はこれを拒むことができない。
- 3 乙は、甲の了解があるまでの間は、市売の入札書を保管しなければならない。

(完了検査)

- 第18条 乙は、第2条に定める業務を終了したときは、甲の検査を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の検査に合格したときをもって市売依頼に係る業務を完了したものとする。
- 3 乙は、第1項の検査の結果、不合格となった部分の業務については、契約期間満了後に あっても、本契約に基づき、市売依頼に係る業務を完了させなければならない。

(労働安全衛生)

第19条 乙は、業務の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び道路交通法令等 を遵守し、甲の指導事項に従わなければならない。

(営業停止の措置)

第20条 乙は、この契約の履行に必要な営業を営まなくなったときは、すみやかにその旨を 甲に通知しなければならない。

(契約の解除)

- 第21条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができない。
 - (1) 乙が正当な理由がなく契約の全部若しくは一部を履行せず、又は履行の見込みがないとき及び乙がこの契約の条件に違反したとき。
 - (2) 乙が次に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - ア 素材の市売による販売の業務 (これに附帯する素材の輸送、保管その他の業務を含む。) を的確に遂行するのに必要な能力を有すること。
 - イ アの業務を的確に遂行するに足りる資力信用を有すること。
 - (3) 乙がこの契約の履行について不正行為をしたと甲が認めたとき。
 - (4) 乙が正当な理由なくこの契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規程(27森林総研第857号)第2条に規定する反社会的勢力であると認められるとき。
 - ② 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であると認められるとき。
 - ③ 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者(再 受託者の代理人、媒介者を含む。)としていると認められるとき。

- ④ 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しているとき。
- ⑤ 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有していると き。
- ⑥ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていると認められるとき。
- ⑦ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うと認められる とき。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて森林整備センターの信用を毀損し、又 は森林整備センターの業務を妨害する行為
 - ホ 前各号に準ずる行為
- ⑧ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係があると認められるとき。
- 2 乙は、前項により契約を解除された時は、違約金として、消費税込みの販売見込代金と して甲の定める額(第18の完了検査を了した部分を除く。)の100分の10に相当する金額 を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、契約解除に伴う損害の全部を前項の違約金で償うことができないときは、甲に対 し、その不足額を賠償金として支払わなければならない。
- 4 第2項の違約金及び前項の賠償金の履行遅滞に係る延滞金は法定利率とする。
- 5 乙は、第1項により契約を解除されたときは、甲の指示により乙の負担において次に掲 げる措置をとらなければならない。
 - (1) 販売未済の委託物品を甲に返還するまで保管すること。
 - (2) 販売未済の委託物品を甲の指示する場所に移送すること。
- 6 民法第651条の規定は、本契約には適用しないものとする。

(特殊の事由による契約の解除)

- 第22条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他や むを得ない事由により、この契約を履行することができないときは、甲又は乙は、それぞ れ相手方に対し、その履行することができない部分につき契約を解除することができる。
- 2 前項により契約を解除された甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- 3 前条第5項の規定は、本条により契約を解除された場合に準用する。ただし、同項各号 に掲げる措置をとるのに必要な費用は、甲の負担とする。

(相殺)

第23条 甲は、第21条第2項又は第3項の規定により、乙から甲に支払うべき債務が生じた ときは、販売委託経費と相殺することができる。

この場合、乙の債務が甲の支払うべき販売委託経費を超えるときは、乙はその超える金額について甲の指示するところにより納付しなければならない。

(損害賠償)

第24条 乙は、業務の履行中において分収造林地及び甲の施設等に損害を与えたときは、甲 の指示に従いその賠償の責を負うものとする。 2 乙は、業務の履行中において第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による損害については、この限りではない。

3 乙は、業務の履行にあたり、不正行為等により、甲に損害を与えたときは、甲の算定する額について、その賠償の責を負うものとする。

(契約更新)

第25条 本契約期間満了の1カ月前までに甲乙いずれかの当事者からも更新拒絶の意思表示がない場合、2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(契約外の事項)

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。